

香川高等専門学校内部会計監査実施規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構内部監査規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 62 号）の規定により実施する香川高等専門学校内部会計監査（以下「内部監査」という。）は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 内部監査は、会計経理について事務の適正を期し、もって会計事務執行上の改善向上を図ることを目的とする。

(内部監査の実施責任者)

第 3 条 内部監査の実施責任者は、事務部長とする。

(監査員)

第 4 条 内部監査に従事する職員（以下「監査員」という。）は、総務課、管理課所属職員のうちから校長が命ずる。ただし、必要があると認められるときは、総務課、管理課以外の事務部所属職員に監査員を命ずることができる。

(監査の時期)

第 5 条 内部監査は、毎会計年度 1 回行うものとする。ただし、会計職員の交替並びにその他必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

(監査の方法)

第 6 条 内部監査を行う場合は、監査の日時、監査員の氏名等をあらかじめ通知するものとする。

(監査の事項)

第 7 条 監査員は、次の各号に掲げる事項について、監査を行うものとする。

- 一 会計経理に関する法令等の適用に関する事項
- 二 予算決算に関する事項
- 三 収入支出に関する事項
- 四 債権に関する事項
- 五 物品に関する事項
- 六 不動産に関する事項
- 七 契約に関する事項
- 八 旅費に関する事項

- 九 寄附金に関する事項
- 十 科学研究費補助金に関する事項
- 十一 帳簿及び証拠書類に関する事項
- 十二 その他校長が必要と認める事項

(監査の要領)

第8条 校長は、内部監査のつど実施細目を定め、これにより監査を実施させるものとする。

2 監査員は、備付の帳簿及び書類につき監査し、必要があるときは、担当職員に説明を求め、調書を提出させることができる。

(監査の立会)

第9条 内部監査の際は、関係職員がこれに立ち会うものとする。

(監査の報告)

第10条 監査員は、内部監査したときは、別紙様式1により報告書を校長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第11条 校長は、内部監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、直ちにその措置をとるものとし、措置した結果について報告を求めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別紙様式1

内部会計監査結果報告書

年 月 日

香川高等専門学校長 殿

監査員

監査員

| | | |
|------------------|---------------|-----|
| 監査実施年月日 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 監査対象期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 立 会 者 | | |
| 報 告 | | |
| 監査事項及び 監査実施細目 | 報 告 事 項 | |
| | 適・否 | 記 事 |
| | | |